

平成28年度の学生納付特例申請書の送付について

学生納付特例制度により、平成27年度に保険料納付を猶予されている方で、平成28年度も引き続き在学予定の方へ、日本年金機構より基礎年金番号が印字されたハガキ形式の学生納付特例申請書を送付しております。

同一の学校に在学されている方は、**このハガキに必要事項を記入し返送いただくことにより、平成28年度の申請ができます。**（この場合、在学証明書または学生証の写しの添付は不要です。）

なお、平成28年度は学生納付特例制度を利用せず、保険料の納付を希望される場合は納付書を送付いたしますので、お手数ですがお近くの年金事務所にご連絡ください。



「後納制度」により、 過去5年分まで国民年金保険料が納められます！

「後納制度」とは、時効で納めることができなかった国民年金保険料について、平成27年10月から平成30年9月までの3年間に限り、**過去5年分まで納めることができる制度です。**

後納制度を利用することで、年金額が増えたり、納付した期間が不足して年金を受給できなかった方が年金受給資格を得られる場合があります。詳しい内容は、下記の専用ダイヤル、または最寄りの年金事務所にお問い合わせください。

◀ **国民年金保険料専用ダイヤル** ▶ **0570-011-050**

※過去10年間に納め忘れた国民年金保険料を納付することで将来の年金額を増やすことができる「10年の後納制度」は、平成27年9月30日をもって終了しました。



国民年金の詳細については

高知西年金事務所国民年金課088-875-1717まで